



2020年1月24日

各位

株式会社ジーテクト  
 代表取締役社長 高尾直宏  
 (コード：5970、東証第一部)  
 問い合わせ先  
 取締役常務執行役員 吉沢 勲  
 事業管理本部長  
 TEL 048-646-3404

## 株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株主優待制度について変更することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、当社株式への投資の魅力を高め、中長期的に当社株式を保有していただける株主様を増やすことを目的として、2016年より株主優待制度を実施してまいりました。

今般、株主様の当社株式の保有状況を考慮し、長期間、また、より多くの株式を継続的に保有していただいている株主様のご支援に応えるべく、以下のとおり株主優待制度の内容を変更させていただきました。

なお、当社は、配当について利益成長を反映した増配の維持を優先課題とし、今年度は一株当たり昨年度から2円増配の年間48円の配当(10期連続増配)を予定しております。

今後とも総合的な観点から株主様への利益還元を図ってまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただき、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

#### 2. 変更の内容

<変更前>

継続保有期間	保有株数	100株以上
1年未満(※2)		1,000円相当のQUOカード
1年以上3年未満(※3)		2,000円相当のQUOカード
3年以上(※4)		3,000円相当のQUOカード

※1 優待基準日は3月31日です。

※2 優待基準日(3月31日)時点の株主名簿に100株以上保有している株主として登録されている方のうち、株主名簿に同一株主番号で初めて登録されてからの期間が、優待基準日時点で1年未満である方。

※3 優待基準日(3月31日)時点の株主名簿に100株以上保有している株主として登録されている方のうち、株主名簿に同一株主番号で初めて登録されてからの期間が、優待基準日時点で1年以上3年未満である方。

※4 優待基準日(3月31日)時点の株主名簿に100株以上保有している株主として登録されている方のうち、株主名簿に同一株主番号で初めて登録されてからの期間が、優待基準日時点で3年以上である方。

<変更後>

継続保有期間 \ 保有株数	100 株以上 (500 株以上を除く)	500 株以上
1 年未満	なし	なし
1 年以上 2 年未満 (※ 6)	1,000 円相当の QUO カード	2,000 円相当の QUO カード
2 年以上 3 年未満 (※ 7)	2,000 円相当の QUO カード	3,000 円相当の QUO カード
3 年以上 (※ 8)	3,000 円相当の QUO カード	4,000 円相当の QUO カード

※ 5 優待基準日は 3 月 31 日です。

※ 6 1 年以上 2 年未満の継続保有とは、権利が確定する 3 月末日現在の株主名簿を含む、過去の 3 月末日、6 月末日、9 月末日及び 12 月末日現在の株主名簿へ、同一の株主番号で 5 回以上 8 回以下連続して記載されることとします。また、その期間中の株主名簿への株式数の記載が 100 株または 500 株を下回らない場合を、それぞれ 100 株以上または 500 株以上とします。

※ 7 2 年以上 3 年未満の継続保有とは、権利が確定する 3 月末日現在の株主名簿を含む、過去の 3 月末日、6 月末日、9 月末日及び 12 月末日現在の株主名簿へ、同一の株主番号で 9 回以上 12 回以下連続して記載されることとします。また、その期間中の株主名簿への株式数の記載が 100 株または 500 株を下回らない場合を、それぞれ 100 株以上または 500 株以上とします。

※ 8 3 年以上の継続保有とは、権利が確定する 3 月末日現在の株主名簿を含む、過去の 3 月末日、6 月末日、9 月末日及び 12 月末日現在の株主名簿へ、同一の株主番号で 13 回以上連続して記載されることとします。また、その期間中の株主名簿への株式数の記載が 100 株または 500 株を下回らない場合を、それぞれ 100 株以上または 500 株以上とします。

※ 9 100 株以上の株式を保有している株主様が 500 株以上に買い増しして 3 月末日現在の株主名簿に登録された場合は、100 株以上保有の株主様としての保有期間に基づく優待内容と 500 株以上保有の株主様としての保有期間に基づく優待内容を比較して、金額の大きい方とします。

3. 新制度の適用開始時期

2020 年 3 月 31 日の優待基準日より、新制度を適用いたします。

以上